

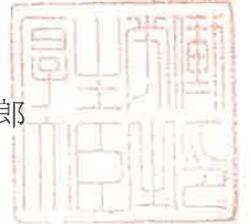
厚生労働省発基0319第2号

令和8年3月19日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正関係）

第1 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部改正
(略)

第2 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者から保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合等における徴収金に関する公示送達は、インターネットを使用して行うとともに、公示内容が記載された書面を都道府県労働局の掲示場に掲示し、又は公示内容を都道府県労働局に設置したパソコン画面に表示することにより行うものとする。

第3 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正
(略)

第4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正
(略)

第5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

- 1 労働保険料等の徴収に関する公示送達は、インターネットを使用して行うとともに、公示事項が記載された書面を都道府県労働局の掲示場に掲示し、又は公示事項を都道府県労働局に設置したパソコン画面に表示することにより行うものとする。
- 2 その他所要の改正を行う。

第6 雇用保険法施行規則の一部改正
(略)

第7 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正

- 1 偽りその他不正の手段により特別遺族給付金の支給を受けた者から特別遺族給付金に要した費用の全部又は一部を徴収する場合等における徴収金

に関する公示送達は、インターネットを使用して行うとともに、公示内容が記載された書面を都道府県労働局の掲示場に掲示し、又は公示内容を都道府県労働局に設置したパソコン画面に表示することにより行うものとする。

2 その他所要の改正を行う。

第8 施行期日等

1 この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定める。

労災則、徴収則及び石綿救済則における公示送達のデジタル化について

改正の趣旨

- 令和3年12月にデジタル臨時行政調査会が策定した「構造改革のためのデジタル原則」に基づき、令和4年6月に「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が公表され、書面掲示等の代表的な7項目のアナログ規制について点検・デジタル化の見直しを行うこととされた。令和4年12月に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（以下「工程表」という。）に基づき、順次見直しが行われている。
- 工程表において「書面掲示」のアナログ規制に該当する、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号。以下「石綿救済則」という。）における公示送達について、現行は都道府県労働局の掲示場に掲示するとされているところ、デジタル化に対応するために所要の改正を行う。
- あわせて、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）における公示送達についても、デジタル化に対応するための所要の改正を行う。

改正の概要

都道府県労働局においては、労災則、徴収則及び石綿救済則における公示送達について、インターネットを利用した公示を行うとともに、現行の都道府県労働局の掲示場での書面掲示又は都道府県労働局に設置した電子計算機の画面に表示を行うものとする。

※ 労災則、徴収則及び石綿救済則における公示送達が国税徴収の例によることとされているため、公示送達のデジタル化の内容についても、国税通則法（昭和37年法律第66号）及び国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）における公示送達のデジタル化に係る規定を参考にしたもの。

施行期日

所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日